

冬の備えは大丈夫ですか？

雪に備える週間 12月1日(月)～7日(日)



除雪の実施体制

町内の除雪作業は、町が管理する道路(町道)と、県が管理する道路(国道・県道)を主に深夜から早朝にかけて民間委託で行います。できる限り通勤・通学時間までに終了するよう努めますが、大雪の時や明け方に降った時は間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。

※除雪車出動基準

車道に積雪量が10cm以上ある場合、除雪車による早朝除雪作業を開始します。最重要除雪路線については、積雪量が5cmを超えた場合とします。また、歩道除雪は、積雪量が20cm以上ある場合、除雪作業を開始します。なお、早朝除雪作業ができなかった路線および除雪した路線にさらに基準以上の降雪があった場合は、昼間除雪作業を行います。

■除雪についての問合せ

〔国・県道〕 丹南土木事務所

TEL 0778-2314536

〔町道〕 建設整備課

TEL 0778-4718003

みち情報ネットふくい ▶
ホームページ



お出かけ前に、降積雪の状況をご確認ください。

「みち情報ネットふくい」で除雪状況を確認することができます。ぜひ、ご活用ください。

雪を克服して快適な冬に！ 皆さまのご協力をお願いします

県や町では、主要幹線道路や各集落間の道路などの除雪作業を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、皆さまのご理解とご協力が欠かせません。ルールを守ってみんなで冬を乗り切りましょう。

除雪についてのお願い

※路上駐車はやめよう！

路上駐車をしていると、その路線の除雪作業ができなくなり、ほかの車の走行や除雪作業の重大な障害となります。絶対にやめましょう。

※不要不急の外出を控えて

大雪の時は車が立ち往生して渋滞を引き起こす場合があります。効率的な除雪作業のためにも、テレワークの活用などを含め不要不急の外出は控えましょう。

※障害物には目印を！

道路沿いの塀や工作物などには、竹ざおに赤布を付けるなど目印をしてください。

※交通規制にご協力を！

連続した積雪により、狭くなった道路の除雪作業として、一時的に道路を通行止めにする場合がありますので、ご理解をお願いします。

※家や車庫の前の除雪にご協力を！

除雪時は、家や車庫の前には極力雪を寄せないように作業を行っています。早く作業を行うことが優先されるため、どうしても雪が残ります。玄関前などから道路へ出るまでの雪の処理は各家庭で行うよう、ご協力をお願いします。

※車道への雪出しはやめよう！

除雪した雪は、車道へは出さず、道路脇や空き地に寄せましょう。

※流雪溝のフタの閉め忘れに注意！

道路の流雪溝を使用した方は、除雪作業が終わりましたら、必ずフタを閉めてください。そのまま放置すると、道路除雪時に破壊する要因となりますので、ご注意ください。

※倒木で通れない！

倒木が発生した場合は、町から所有者の方へ連絡をしますが、早急な対応が必要な場合

には、連絡前であっても伐採・仮撤去させていただきます。なお、倒木の最終処分は所有者の責任により対応をお願いします。

※みどりのスコップひとかき運動にご協力をお願いします

県では、歩道除雪において、皆さまの協力を目的とした「みどりのスコップひとかき運動」に取り組んでいます。町内の交差点などで、緑色のスコップを見かけたら、ぜひ除雪協力をお願いします。

水道管も冬支度

※水道管を保温しましょう

気温が0℃以下になると水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。水道管に保温材料などを巻いて保温し、その上から防水テープなどをしっかりと巻きつけましょう。

※水道の水が凍ったら…

①凍結している部分の水道管や水栓にタオルなどの布を巻きつけます。

②出口にあたる蛇口を開きます。

③やかんなどでぬるま湯を用意し、タオルなどにしみこませるようにつくりかけて溶かします。

※水道管が破裂したら…

メーターボックス内の止水栓を閉め、水道設備業者(指定工事店)にお問い合わせください。

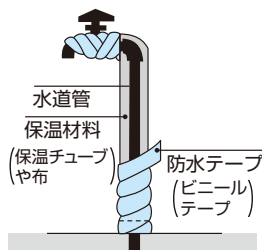
水道設備業者(指定工事店)は町ホームページから確認できます▼



問合せ

建設整備課

TEL 0778-4718003



冬期間の

らくらくおでかけバス の運行について



12月27日(土)から令和8年1月4日(日)までの期間は、らくらくおでかけバスと受付センターはお休みとさせていただきます。

また、積雪による路面状況の悪化や交通事情などにより、予定より到着が遅れることや、安全な運行が困難と思われる場合は一部停留所の利用を制限したり、運行を一時的に休止したりする場合があります。

その場合は、町ホームページなどでお知らせするほか、受付センターより該当する予約済みの会員の方にご連絡します。

問合せ

観光まちづくり課

☎ 0778-47-8013

屋根雪下ろし・住宅通路除雪

を支援します!!

(民生委員さんと要相談)

対象者が、現に居住している住宅の屋根雪下ろしや玄関から道路までの通路除雪を第三者に依頼して代金を支払った場合、支援金を支給します。ご希望の方は、民生委員と相談のうえ、申請をお願いします。



対象者 (生活保護世帯は対象外)

自力で屋根雪下ろしや住宅通路除雪が困難な次のいずれかの世帯の方。

① 65歳以上の高齢者のみ世帯

② 身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳を持っているひとり暮らし世帯

※ただし、住民税非課税世帯で町内および隣接市町に一親等親族が居住していないこと。

支援金額

屋根 2,000円/時間(作業員一人当たり)

通路 1,200円/時間(作業員一人当たり)

※利用限度額は、屋根・通路それぞれ12,000円/世帯

問合せ

保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

今庄事務所 ☎ 0778-45-1111

河野事務所 ☎ 0778-48-2111

灯油等をこぼさないで!

浄水場からお願い!



冬季になると暖房機器の使用のため、灯油等を取り扱う機会が増えます。毎年のように住宅用タンクから灯油が流出し、日野川に流入する事故が発生しています。給油や小分け作業の際はその場を離れず、油類を流出させないよう必ず注意してください。

また、不要になった灯油等を絶対に側溝等へ捨てないでください。購入店に回収を依頼するなどし、処分してください。

油類が日野川に流入すると水道水が作れなくなり、南越前町をはじめ3市2町で断水となる可能性があります。日野川の水をきれいに保てるよう皆さまのご協力をお願いします。

誤って油類を側溝や川へ流出させてしまった場合は、ただちに福井県日野川地区水道管理事務所までご連絡ください。

問合せ

福井県日野川地区水道管理事務所

Tel 0778-22-0301 (24時間駐在)

